

# 建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'05 / 10

No. 106



鴻巣びっくりひな祭り (鴻巣市提供)

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

# 建産連ニュース・目次

## 表紙写真説明

### 「鴻巣びっくりひな祭り」

市制50周年を記念し、2月7日～3月4日まで市役所1階ロビーで開催された。ピラミッド型ひな壇の高さは5.74mとなり、「日本一ネット」(日本記録認定会社)から「日本一高いピラミッドひな壇」の認定を受けた。

◆ 巻頭言	埼玉県造園業協会	2
◆ 行政情報		
1.	下水道法改正と流域別下水道整備総合計画改定について	3
2.	戸田市第3次総合振興計画後期基本計画の策定について	7
◆ シリーズ特集	「21世紀を展望したまちづくり」その103	
	—— 鴻巣市 ——	10
◆ 連合会の動き		
1.	全国府県建産連会長会議	14
2.	「公共工事の落札価格の適正な水準とこれを確保するための方策」まとまる	14
3.	委員会報告	15
4.	建設業経営講習会開かれる	17
◆ 連載	埼玉が生んだ著名人物伝 (その30)	
	—— 加藤 保男 ——	18
◆ 告知板		
1.	品確法の基本方針決まる	24
2.	アスベストに関する法令などについて	28
3.	妻沼西部工業団地について	38
◆ 建産連だより		
	会員団体の動き	39
◆ 連合会日誌		41
(財) 建設物価調査会案内広告		42



## 巻頭言

### 「緑が心に与えるもの」



小林 文武

私は四季折々公園から多くの情報をいただきます。季節を肌で感じるには、やはり公園を散策するのが一番です。私が住むさいたま市には、埼玉県初の県営公園である大宮公園があります。約67.9万平方米を誇るこの公園は、名物の桜や赤松林など美しい樹木がたくさんあり、四季の変化が楽しめ、いろいろなスポーツや文化、教育的側面にも対応できる公園として、広く県民に利用されています。

昨今、緑の効用については、CO<sub>2</sub>吸収・ヒートアイランドの改善・防音、最近では防災面での機能効果も挙げられ、まさに、緑の物理的効果は言うまでもありません。しかし、人々が緑を求めるのは、もっと根本的な範疇に由来するもので、人間が生きていく上で安らぎや落ち着きを覚えられる不可欠な要素なのだと思います。

こういった緑の心的な効果は既に国の調査により実証されていて、オフィスの窓から緑が見える環境での仕事の効率は、壁に囲まれた環境のそれとは断然違いが出るとのことです。また、緑のある病室とない病室で調査したところ、緑のある病室の方が治療には効果的で、薬等の副作用も出にくいとの報告も確かめられています。

また、高層建造物が増え続ける中、都市型凶悪犯罪も多発しており、その背景には都市環境の悪化も関係していると思います。今一度、緑の与えてくれる心的効果を見直すことが、都市環境の悪化に歯止めをかけ、犯罪抑制にもつながる事になるのではないのでしょうか。

「景観緑三法」の制定など、行政側も着実に緑の創出に乗り出していますが、何より肝心なのは住民の緑に対する意識です。何気なく生活をしていると気づきませんが、身近にある緑が心に与えてくれるものは大切な財産なのです。

我々造園業界としても、そういった緑に対する住民意識を高揚させるよう、働きかけをしていきたいものです。そして、次世代を担う子どもたちに安心・安全な生活環境を提供し続けていくことが、私たち大人に課せられた使命だと思います。

〈(社)埼玉県造園業協会 会長〉



## 下水道法改正と流域別下水道整備総合計画改定について

埼玉県都市整備部下水道課

### ●流域別下水道整備総合計画とは

下水道には、トイレを水洗化するなど、いわゆる居住環境を改善するという面だけでなく、河川などの公共用水域の水質保全という重要な役割があります。公共用水域の水質汚濁を防止することは、地球環境を守るために欠かせないことであり、川や水路の水辺環境を良好に保つことは、そこで暮らす人々にとって「安らぎ」や「うるおい」のある生活環境を与えることにもなります。

公共用水域の水質等については、達成し維持することが望ましい基準として水質環境基準が定められています。

流域別下水道整備総合計画は、水質環境基準が定められている河川や海域において、その環境基準を達成するために広域的観点から最も合理的な下水道整備を行うための総合的な基本計画です。この計画は、「流総計画」または「流総」と略称されることがあります。

都道府県は、流域別下水道整備総合計画を策定することが下水道法第2条の2において義務付けられており、計画の中で次に掲げる事項を定めなければならないこととされています。

- ① 下水道の整備に関する基本方針
- ② 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項
- ③ ②の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項
- ④ ②の区域に係る下水道の整備事業の実

### 施の順位に関する事項

区域内で行われる公共下水道や流域下水道などの個々の下水道の事業計画は、その上位計画である流域別下水道整備総合計画と整合させることが必要となります。

平成16年度末現在で、全国の都道府県において126の流域別下水道整備総合計画が策定されています。

### ●埼玉県の流域別下水道整備総合計画

埼玉県では、県内を荒川流域、中川流域、利根川流域の3つの流域に分け、それぞれのエリアについて流域別下水道整備総合計画を定めています。

埼玉県は直接海に接していないため、荒川と中川は、東京都を經由して東京湾に流れ込み、利根川は、茨城県、千葉県を經由して太平洋に流れ込みます。このような複数の都県にまたがる水域において流域別下水道整備総合計画を策定する場合は、国が策定する基本方針に従い各都県間で調整を行う必要があります。埼玉県における流域別下水道整備総合計画は、この基本方針により関係都県と調整を行い策定されました。

埼玉県の流域別下水道整備総合計画と市町村の位置付け

名称	流域別下水道整備総合計画	名称	流域別下水道整備総合計画	名称	流域別下水道整備総合計画
当初調査年度	昭和47年度	当初調査年度	昭和46年度	当初調査年度	昭和48年度
都市数※1	53(28市20町5村)	都市数※1	34(20市13町1村)	都市数※1	14(3市10町1村)
下水道名	関係市町村※2	下水道名	関係市町村※2	下水道名	関係市町村※2
荒川左岸南部(6)	さいたま市、川口市、上尾市	流域	さいたま市、草加市、越谷市、八潮市	流域	本庄市、美里町、児玉町、神川町
荒川左岸北部(7)	蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市	流域	三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市	単独	深谷市
荒川右岸(14)	熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市	流域	伊奈町、白岡町、杉戸町、庄和町	単独	神川町
	北本市、吹上町、川里町	流域	宮代町、松伏町	単独	妻沼町
	川越市、所沢市、狭山市、入間市	流域	久喜市、大利根町、舊蒲町	単独	岡部町
	朝霞市、志木市、和光市、新座市	流域	栗橋町、鷲宮町	単独	北川辺町
	富士見市、上福岡市、大井町	流域	加須市、騎西町		
	三芳町、川島町、吉見町	流域	加須市、騎西町		
荒川上流	川本町、花園町、寄居町	流域	加須市、騎西町		
市野川	滑川町、嵐山町、小川町	流域	加須市、騎西町		
長瀬・菅野	長瀬町、菅野町	単独	羽生市		
坂戸・鶴ヶ島	坂戸市、鶴ヶ島市	流域	南河原		
熊谷・江南・大里	熊谷市、江南町、大里町	流域	南河原		
毛呂山・蓮生・鳩山	毛呂山町、蓮生町、鳩山町	流域	南河原		
秩父	秩父市	流域	南河原		
横瀬	横瀬町	流域	南河原		
飯能	飯能市	流域	南河原		
日高	日高市	流域	南河原		
真松山	真松山市	流域	南河原		
吉田	吉田町	流域	南河原		
真秩父	真秩父村	流域	南河原		
都幾川	都幾川村	流域	南河原		

※1 都市数は、河川流域内の市町村数(旧17.4.1現在)

※2 関係市町村は、現行流域において各流域計画区域内に下水道計画を持つ市町村

※3 -x-x-は、流域界を表す





## ○荒川流域別下水道整備総合計画

(平成14年7月 国土交通省同意)

平成8年を基準年次とし、平成27年次を  
目標年次とする

流域面積	2,494 k m <sup>2</sup>
計画処理人口	5,011,240 人
計画下水量	2,901,700 m <sup>3</sup> /日
処理施設	荒川終末処理場, 荒川右岸終末処理場, 元荒川終末処理場, 荒川上流終末処理場, 市野川上流終末処理場, 長瀬浄化センター, 毛呂山処理センター など 全20施設

## ○中川流域別下水道整備総合計画

(平成14年7月 国土交通省同意)

平成7年を基準年次とし、平成27年次を  
目標年次とする

流域面積	874 k m <sup>2</sup>
計画処理人口	2,136,920 人
計画下水量	1,328,000 m <sup>3</sup> /日
処理施設	中川終末処理場, 久喜終末処理場, 加須市環境浄化センター など 全5施設

## ○利根川流域別下水道整備総合計画

(平成16年11月 国土交通省同意)

平成7年を基準年次とし、平成27年次を  
目標年次とする

流域面積	382 k m <sup>2</sup>
計画処理人口	241,200 人
計画下水量	149,600 m <sup>3</sup> /日
処理施設	利根川右岸終末処理場, 深谷市浄化センター, 神川町渡瀬終末処理場, 岡部町水質管理センター, 妻沼町水質管理センター

など 全6施設

## ●高度処理の推進と下水道法の改正

国内では、下水道の整備等により公共用水域の水質は総じて改善傾向にあるものの、湾や湖沼などの閉鎖性水域においては改善が進んでいません。その原因は窒素や磷が流れ込んでいるため、下水処理場でそれらを取り除くための高度処理を推進する必要性が高まっています。

高度処理の積極的な推進などを目的として、下水道法の一部を改正する法律が、平成17年6月14日に衆議院本会議において全会一致で可決・成立し、平成17年6月22日に公布されました。(改正下水道法は、公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行されます。)

今回の改正で、流域別下水道整備総合計画に定めなければならない事項について次の項目が新たに追加されました。

- ⑤ 水質環境基準が定められた公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は磷含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備計画にあっては、②の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は磷含有量についての当該終末処理場ごとの削減目標量及び削減方法に関する事項

これは、湾や湖沼などの閉鎖性水域について定められた流域別下水道整備総合計画では、区域内の処理場ごとに窒素・磷の削減目標量と削減方法を定めなければならないということです。

国土交通省では、5年間で閉鎖性水域に係る全ての流域別下水道整備総合計画(全国で71計画がこれに該当します)の策定・改定を





## 将来都市像の更なる実現に向けて 戸田市第3次総合振興計画後期基本計画の策定

戸田市総合政策部行政経営課

### 1 はじめに

総合計画とは、計画的な行政運営の根幹となる地方自治体の最上位の計画であり、本市の「総合振興計画」は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三つから構成されています。このたび、戸田市では、市の将来を展望し、長期にわたるまちづくりの基本的な方向について総合的かつ体系的に明示した「後期基本計画」を策定しました。これは、将来を見通したまちづくりの目標を明確に示すことにより、その実現に向けて市民と共にまちづくりを進めていくための指針となるものです。

### 2 計画策定の背景

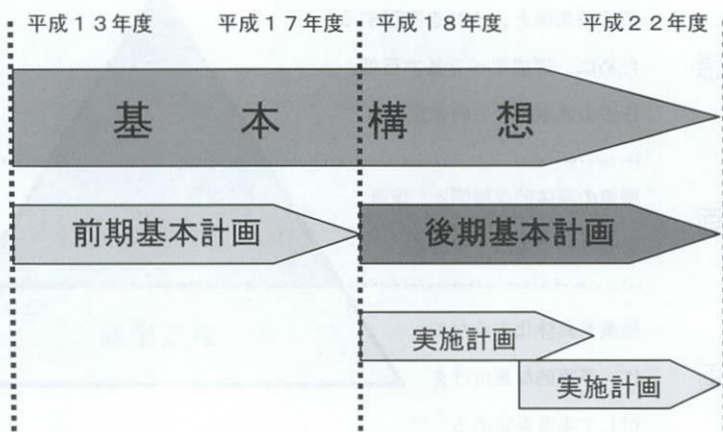
本市では、平成13年度に、22年度を目標年次とする「戸田市第3次総合振興計画基本構想」と、17年度を目標年次とする「同前期基

本計画」を策定し、基本構想に定めた将来都市像「パートナーシップでつくる 人・水・緑 輝くまち とだ」の実現に向け取り組んできました。

この間、社会経済情勢は刻々と変化し、本市を取り巻く行財政状況も大きく変化してきました。このような動きの中で、前期基本計画の計画期間が平成17年度で終了することから、その進ちょく状況や課題についての総括を行い、さまざまな市民参加体制から導かれた結果や社会経済情勢の変化を把握したうえで、新たな検討を加え後期基本計画を策定しました。

後期の計画期間である平成18年度から22年度においては、この計画に基づいた効率的な行財政運営を推進し、基本構想に定めた将来都市像の実現を目指します。

### 総合振興計画の期間



### 3 計画策定の視点

最近、自治体にも経営の視点を取り入れながら、改革を進める動きが活発になってきています。この改革の考え方の中で、今「戦略計画」が注目されています。戦略計画とは、組織ごとに取り巻く内外の環境を分析したうえで、ビジョン（組織の目指す姿）やミッション（組織の使命）を明確にし、それをいかに実現するかを示すものです。また、経営資源（ヒト・モノ・カネ）を、メリハリをつけて配分し、効果的に活用する「選択と集中」の考え方を取り入れています。そして、成果を測る指標を明示し、行政評価による業績測定を一体で運用していきます。今後は、この新しい考え方に基づいた計画を指針として、市民とともにまちづくりを進めていきます。

### 4 後期基本計画のポイント

#### 行政運営の中心となる計画

総合振興計画は、行政活動を管理する仕組みの中でも最上位の計画で、全体の調整と体系化を図ります。

#### 施策レベルの計画

総合振興計画の構成から、基本構想は政策レベル、基本計画は施策レベル、実施計画は事務事業レベルの計画と位置づけます。

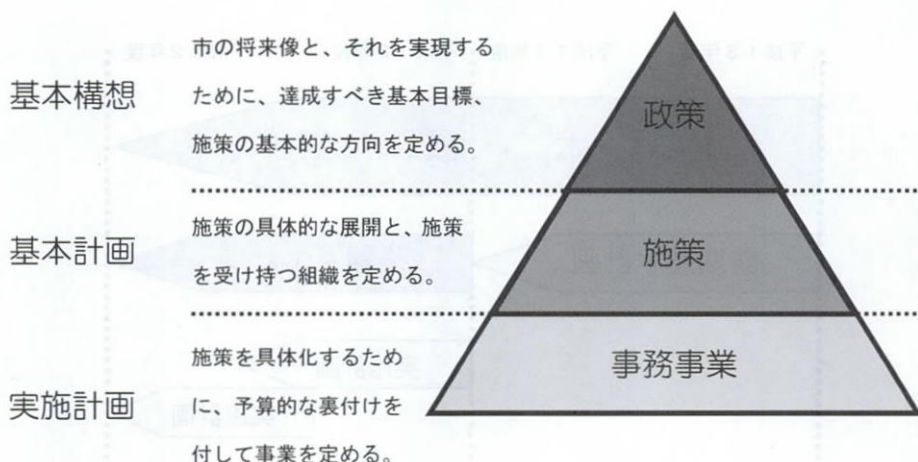
#### 担当組織を明確にした計画

基本計画の構成は、まず分野ごとの環境分析を基に課題を明らかにし、分野の展望を示します。次に、その分野を受け持つ組織と、組織の使命と施策を明確にします。また、分野ごとに優先的な取組みを設定することで、戦略的な施策の展開を目指します。

#### 評価が可能な計画

施策の達成度を測るため、施策ごとに目指す姿と成果指標を設定し、行政評価制度を活用しながら計画の進行管理を行います。

## 総合振興計画の構成





## 5 これまでの計画との違い

この計画が、従来の計画とどのように違うのか、前期基本計画と比較してみます。

前期基本計画では、第1章「保健・医療・福祉」の施策分野「安心できる子育て環境づくり」において、「保育サービスの充実」に向けた施策の一項目として次のように記載されています。しかし、どの組織がこの施策を担当し、また、どこまで取り組むのかが明示されていません。

### 保育内容の充実

保育ニーズの多様化に応えるため、低年齢児保育、一時的保育、延長保育、休日保育など、保育内容の充実を図ります。

そこで、後期基本計画では次のような形式としました。

### ●保育園課の使命●

保育園課は、子どもが健やかで豊かな人間性をもった輝く存在となるよう、地域における子育て力の向上や、保育ニーズの多様化に応えるために、子育て家庭における保護者の育児負担の軽減を図り、子どもの成長と子育て家庭のゆとりある生活の実現に向けた支援を行います。

### ●保育園課の施策●

保育を必要とする市民への子育て支援

待機児童の解消と定員の拡大に向け保育所の増設や施設設備の整備を進めるとともに、低年齢児保育、延長保育及び病児・病後児保育事業等多様な保育サービスを拡充させることにより、保護者が安

心して働きながら子育てができるよう、保育を必要とする市民の子育てを支援します。

### ●保育園課が目指す成果●

#### 目指す姿

市民が、安心して働きながら子育てができる。また、育児疲れや緊急時等のときも安心して預けられる。

#### 成果指標

- 保育所入所可能人数
- 低年齢児保育可能人数
- 病児・病後児保育可能人数

このように、施策を担う組織と使命を掲げ、その施策の目指す姿を実現するために事務や事業が行われます。そして、目指す姿に到達したかどうかの成果を測るには尺度が必要であり、その尺度を「成果指標」として明示しています。

## 6 今後に向けて

本市では、平成15年度より行政評価制度を段階的に導入し、これまでに「事務事業評価」「施策評価」について試行を重ね、平成18年度から本格的に導入する予定です。このたび策定した後期基本計画に掲げた成果指標は、行政評価制度に取り組むうえでそれぞれの指標に具体的な目標値を設定し、毎年施策や事務事業の実施状況について評価を行い、ひいては予算制度における基礎資料としても役立ちます。なお、行政評価の結果については、広く市民にも分かりやすく公表します。このような仕組みを運用することで、計画の進捗管理を徹底してまいります。

## 「21世紀を展望したまちづくり」

## 鴻巣市次世代育成支援行動計画

～ 子育て環境日本一をめざして ～

鴻巣市長  
原口和久

## ○鴻巣市の概要

本市は埼玉県のほぼ中央に位置し、南西部を秩父山地源流とする荒川が流れ、関東ローム層や荒川沖積層からなる肥沃な土地で、気候にも恵まれ、花卉や果樹などの栽培に適しています。

昭和29年に1町5カ村（鴻巣町、箕田村、田間宮村、馬室村、笠原村、常光村）が合併して県内17番目の市として誕生した本市は、江戸時代には中山道の宿場町として栄え、江戸時代から続く「ひな人形のまち」として、また近年では「花のまち」としても全国にその名が知られています。

本年10月1日には川里町、吹上町と合併し、人口約12万人、面積67.49k㎡、水と緑に代表される豊かな自然、花々に彩られた住環境、地域に根ざした文化、また国道17号とJR高崎線が縦断し、3つの駅を持った交通の要衝となる新「鴻巣市」となり、県中部の中核都市として発展を続けています。

## ○次世代育成支援行動計画策定の背景

本市では、平成13年度に「すくすく夢<sup>3</sup>・こうのす」を基本理念とする「新鴻巣市エンゼルプラン」を策定し、乳幼児から小学校低学年までの子どもとその保護者を主な対象とした子育て支援を推進してきました。

子育て支援の取り組みにもかかわらず、本市の子どもの数は減少を続けています。市民アンケート結果によると「子育てしやすいまち」という評価は上昇したにもかかわらず、予定のこども数・理想のこども数共に低下しており、子どもを持ちたいという意欲自体が低くなってきています。これらの背景として、核家族化や都市化による育児の孤立と負担感に加えて、男性が子育てにかかわることが困難な職場の在り方、結婚や家族に関する意識の変化、若年失業などの問題が指摘されています。

平成15年には国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課した「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」（10年間の時限立法）が制定され、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために市町村に行動計画の策定が義務付けられました。

本市においても「新鴻巣市エンゼルプラン」にそって、これまで進めてきた子育て支援の取り組みの成果を引き継ぐとともに、さらに発展した新たな計画として、「次世代育成支援対策推進法」に定められた「鴻巣市次世代育成支援行動計画」を策定したものです。



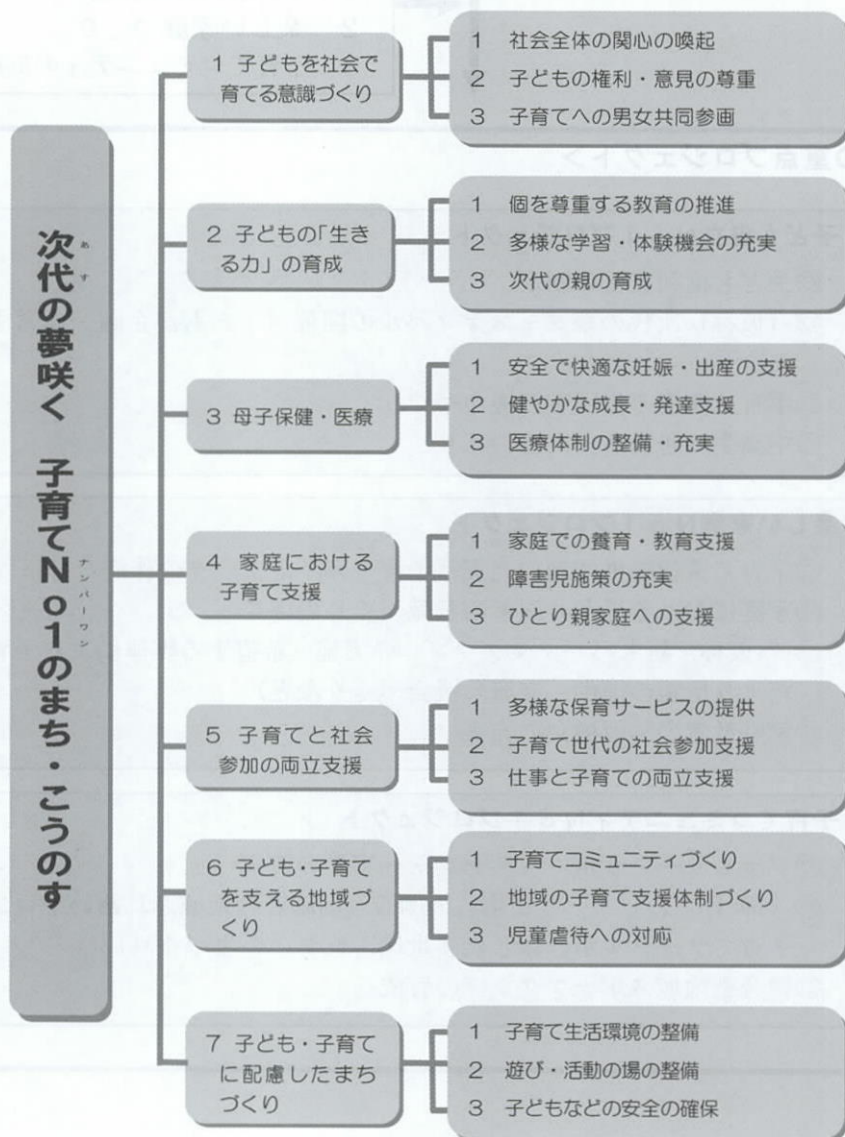
## ～ 鴻巣市次世代育成支援行動計画の概要 ～

この行動計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間（前期計画）です。平成21年度中に前期計画の必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定します。

### （1）施策の体系

将来像「<sup>あす</sup>次代の夢咲く 子育て<sup>ナンバーワン</sup>No.1のまち・こうのす」の実現をめざして、3つの基本的視点「子どもの自立支援」「楽しい家庭づくり」「子育てコミュニティの形成」に沿って、次のような施策を進めます。

施策体系図





## (2) 重点プロジェクト

<将来像>

あす  
**次代の夢咲く**  
子育てナンバーワンのまち・こうのす

<基本的視点>

- 1 子どもの自立支援
- 2 楽しい家庭づくり
- 3 子育てコミュニティの形成

<3つの重点プロジェクト>

### 1 子ども自立N○1プロジェクト

- ◎子ども権利宣言の制定
- ◎(仮称)次代の夢フェスティバルの開催(子どもが企画・運営する祭)
- ◎平日放課後の集団遊び機会づくり
- ◎中高生の居場所・出番づくり

### 2 楽しい家庭N○1プロジェクト

- ◎子育て情報提供体制の充実(子育てガイドブックの作成など)
- ◎家庭における男女共同参画意識づくりの啓発
- ◎「(仮称)新米パパママクラブ」の実施(希望する媒体による子育てだより情報の提供、交流の機会づくりなど)
- ◎家庭教育の学習機会の充実

### 3 子育てコミュニティN○1プロジェクト

- ◎ファミリー・サポート・センター事業の実施
- ◎「(仮称)おしゃべり広場」の開設(高齢者の地域ふれあいサロンと子育てサークルが合体した多世代ふれあいの場づくり)
- ◎総合型地域スポーツクラブの育成

### (3) 計画実現の役割

将来像「次代の夢咲く 子育てナンバーワン<sup>ナンバールワン</sup>のまち・こうのす」の実現に向けて、家庭、地域、事業所、行政・関係機関などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力しながら、この計画を推進します。

1 子どもの役割	次代の夢を大きく咲かせるために、一人一人がそれぞれの夢の実現に向けてみずから日々努力するとともに、家庭や地域の構成員として主体的・積極的に意見を表明し、行動することが求められています。
2 家庭の役割	男女が共働して家庭を築くとともに、子どもも家族の一員としてその役割を果たすなど、互いに助け合えるなどの家庭機能の向上に努めることが求められます。
3 地域の役割	保護者がお互いに子育てを助け合えるような機会をつくり、地域社会における子育て意識の醸成、地域活動への子どもの参加の促進、子ども・子育てへの地域住民の積極的なかわりなど、地域教育力の向上を図ることが必要です。
4 事業所の役割	男女が共に子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の定着、労働時間の短縮、労働条件の改善など、子育て家庭に配慮した職場づくりが求められます。
5 行政・関係機関などの役割	本計画の内容を広く住民に啓発し、庁内関連各課、国・県、地域、事業所、家庭などと連携・協力しながら各種施策を計画的に推進していきます。

### (4) 計画実現の推進体制

1 庁内体制の充実	この計画を着実に推進していくために、こども課が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、「(仮称) 庁内推進委員会」を開催し、評価、再調整などの継続的な取り組みを行います。必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。
2 住民・関係団体などとの協働による推進	計画内容の広報などに努め、家庭、地域、事業所などによる主体的な取り組みを促進し、住民・関係団体などの代表で構成する「(仮称) 次世代育成支援対策地域協議会」を開催し、計画の進捗に関する情報を共有化し、施策・事業の評価、円滑な実施への提言をいただき、地域における子育て支援ネットワークとしての活動につなげるなど、住民・関係団体などとの協働により推進します。



# 連合会の動き

## 11の要望事項を決議

### 全国府県建産連会長会議

全国府県建設産業団体連合会会長会議が9月29日、東京都千代田区の東海大学校友会館で開催され、当建産連から島村会長らが出席した。

全国建産連田村憲司会長のあいさつ、国土交通省総合政策局の大森雅夫官房審議官、中島威夫同省大臣官房審議官らの来賓祝辞のあと、全国建産連会長表彰が行われ、本県から次の2名が表彰された。

◎有山賢市氏

(埼玉県空調衛生設備協会会長、  
当建産連副会長)

◎遠藤 計氏

(埼玉県地質調査業協会会長、  
当建産連理事)

続いて、各府県建産連提出議題を審議の後、次の11項目の要望事項を決議し閉会となった。

## 県建設産業団体連合



### 要望事項

- ①「公共工事の品質確保の促進に関する法律」および総合的に推進するための「基本方針」の遵守徹底と地方自治体への指導
- ②公共事業費にウエイトをおいた大型補正予算の編成と早期成立
- ③自然災害に対応した公共施設整備の計画

的推進と社会資本整備が遅れている地方への重点配分

- ④地方公共団体の投資的経費について、事業執行に支障をきたさないよう所要の措置を講じられたい
- ⑤道路特定財源による道路整備の推進
- ⑥公共事業平準化のための「ゼロ国債」「ゼロ県・市町村債」の拡大もしくは制度創設
- ⑦工事請負契約書および不動産譲渡をはじめとする減税措置の拡充
- ⑧官公需法の堅持
- ⑨分離・分割発注の一層の推進、発注標準見直しと喰い上がりの弾力化などによる中小建設業者の受注機会確保
- ⑩ダンピングの排除について
- ⑪元請下請取引の適正化について

## 公共工事の落札価格の適正な水準とこれを確保するための方策について

全国建産連 公共工事適正価格等検討特別委員会

### 落札価格の適正水準を提言

全国建産連ではこのほど、適正な落札価格水準を示した標記の報告書をまとめた。

ダンピング排除のための提言として、適正な施工の確保と技術・技能と経営に優れた建設業者の持続的発展を図るため、落札価格の適正な水準とは「優良建設業者が適切な利益を享受することを可能とする水準」と規定した。

提言では、会計検査院の「予定価格の90%以上の最低制限価格設定は不当」との指摘や、オンブズマンなどの「落札率90%以上の工事は全て談合とみなす」といった、業界側から見れば「暴論」とも言える主張に対し、断じ



# 委員 理事会報告

て容認することはできないと明言。さらに、元請業者が適正な競争の中でリーズナブルな価格で受注しない限り、全国建産連活動の大きな柱の一つである「適正な元請・下請関係の構築」は不可能であるとした。

予定価格の絶対額は近年、コスト縮減対策の推進、資材単価・労務費などを反映し低下しているが、落札価格の適正水準とは、適正な価格の確保と技術・技能に優れた建設業者の持続的発展を享受することを可能とする水準である。これを可能にするためには、現在の厳しい競争環境の中で、落札価格は予定価格に比べ低め傾向で推移している状況においては、少なくとも発注者の工事積算上は、一般管理費もある程度確保できることが適正な水準と言える、と結論付けている。

さらに、今後の方策として ①技術・技能と経営に優れ、かつ地域実情に詳しい建設業者の参加（絞り込み）と落札可能な入札契約制度の実現 ②入札時の設計図書不備の是正と設計変更の適正化、安易な工期延長の回避 ③予定価格、最低制限価格の公表にあたっては、不良不適格業者の排除のための内訳書提出を同時履行 ④低入札価格調査の際は、工事内訳書（単価記入）へ下請業者名と下請業者からの見積書添付を義務化 ⑤発注者支援体制の確立 ⑥企業自らコスト把握のための積極的な取り組み——の6項目にわたり提言している。

全国建産連は、16年5月にまとめた「ダンピング排除のための対策について」に続き、昨年7月に田村会長自らが委員長となり、学識経験者を交えた「公共工事適正価格等検討特別委員会」を設置。約10か月間に及ぶ議論の末、同報告書がまとまった。



## 全国建産連会長会議提出議題と 団体政策要望などを協議

### 第1回総務委員会

平成17年度第1回目の総務委員会が7月26日正午から、埼玉建産連会館特別会議室で開催され、全国建産連会長会議への提出議題と埼玉県に対する団体政策要望などについて協議が行われた。

開会に先立ちあいさつに立った関根委員長は、「建設業界を取り巻く環境がめまぐるしく変化している中であって、埼玉県においてもいよいよ電子入札がスタートする。将来的にメンバーや設計価格の非公表が検討されるなど、我々にとって新たな局面を迎えることになる。本日は、上程している様々な課題に対しご意見をいただき、要望、陳情活動に反映していきたい」と述べ、忌憚のない意見交換を求めた。

委員紹介の後、関根委員長を議長に議事に入った。



## 【議 題】

### 国および県に対する要望事項について

全国府県建産連会長会議の提出議題については、①「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の確実な施行について ②公共事業による地域中小建設産業の育成について ③最低制限価格制度について——の3件を当建産連の提出議題とすることを諮り、承認された。

また、自民党県議団に提出する埼玉県に対する要望事項については、「県内企業の受注機会の拡大について」と「最低制限価格制度の採用について」の2件を提出することで了承された。

### 全国建産連会長表彰候補者について

表彰規程に則り、平成17年度推薦者として、有山賢市副会長（埼玉県空調衛生設備協会会長）と遠藤 計理事（埼玉県地質調査業協会会長）の両氏が挙げられ、決定した。

### その他

全国建産連の公共工事適正価格検討特別委員会がこのほどまとめた冊子、「公共工事の落札価格の適正な水準と、これを確保するための方策について」を参考資料として配布した。

## 17年度事業

### 「新分野進出」講演会の実施決める

#### 研修指導委員会開催

平成17年度第1回目の研修指導委員会が8月23日正午から、建産連会館特別会議室で開かれ、17年度事業の実施計画について協議が行われた。

議事に先立ち小林委員長が、「我々中小建設産業は、大変厳しい環境の中にあって多くの課題を抱えている。これらの諸課題改善の参考となるような中身の濃い事業を実施していきたい」とあいさつ、議題審議に対する協

力を求めた。

## 【議 題】

### 事業実施状況について

事務局より、これまでに実施した講演会、研修会、施設見学会の概要について報告が行われた。

### 平成17年度事業実施計画（案）について



### 講演会・研修会について

事務局から講演会についてA案（新分野進出）とB案（経営管理）の2案が示され、協議の結果、A案の採用が決定した。

開催要領は次のとおり

▽日 時 10月中旬

午後1時30分から

▽場 所 建産連研修センター3階大ホール

▽テーマ 地場建設企業の新規事業展開  
～サービス産業的意識による成功のポイント～

▽講 師 植草陽一氏（建設経営サービス）

本講習では、既存事業を確立・強化した上で、新たな事業への挑戦を常に意識した経営の方向性を検証するとともに、地場建設企業の事例に基づき新規事業展開を図るうえでの留意点と、成功に導くための要点を解説する。

### 施設見学会について

事務局より、各自治体の財政難から見学に値する施設が減少し、参加者も少なくなっていることを理由に、16年度については中止した経緯を説明した。今年度についても同様の措置を行いたい旨を諮り、協議の結果、来年度については実施できるよう努力するこ



とを前提に中止が決定した。

また、その代替えとして、行政の動きを見ながら必要なものについて「講習会」を実施していくこととした。

## 第106号編集とポスター・絵画 コンクール募集について協議

### 広報委員会

7月27日正午から、建産連会館特別議室で島村会長同席のもとに広報委員会を開催した。

#### 議 題

「建産連ニュース」第105号の発行について

このほど発行された7月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第106号の編集案について

10月に発行する第106号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。



「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて

事務局より第27回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集について、6月20日付けで県内の小・中学校長あてに依頼文を発送した報告があった。

#### その他

次回委員会開催日を10月26日とすることを決めて閉会した。

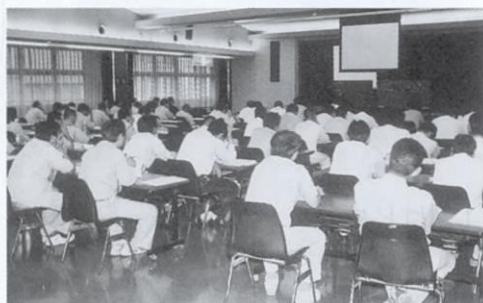
## 17年改正の 経審評点アップ対策を学ぶ

### 第2回建設業経営講習会

当建産連は7月22日午後2時から、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証埼玉支店との共催により、平成17年度第2回目の建設業経営講習会を建産連研修センター大ホールで開催、加盟団体企業の経営者、経営幹部、経理責任者など約110名が受講した。

同日は、「2005年改正 経審評点アップ対策」をテーマに、建設経営サービス建設経営研究所の山下宏道チーフコンサルタントが、約2時間にわたって講演を行った。

山下講師は、「経審対策は一長一短で実施するものでなく、経営方針同様、経審に対応する会計方針を構築することから始める必要があり、その中で評点アップが可能となる項目を確認し、決算以前に計画的な対応を行うことが重要」とし、①17年度経審改正のポイント ②建設業の目から見た財務諸表の再検討 ③Y指標に見る県内自社ポジションの確認 ④評点アップの具体的事例 ⑤Y評点に見る取引企業分析——などを解説した。





## 加 藤 保 男

— エベレスト3回登頂の天才登山家 —



加 藤 保 男

アルプス三大北壁の直登を達成するとともに、エベレストを春・秋・冬と三度の登頂を果たし、世界初のエベレスト三冠王に輝いたが、三度目の厳冬のエベレストで、下山途中、おしくも遭難死した若き世界的な天才クライマーであるさいたま市大宮区出身の加藤保男について記す。

(参考文献)

- 『埼玉の偉人たち』(埼玉県)
- 『埼玉人物事典』(埼玉県)
- 『世界大百科事典』(平凡社)
- 『エベレストに消えた息子よ』(加藤ハナ)
- 『雪煙をめざして』(加藤保男)
- 『多様性を求めての旅』(ホームページ)

## 1. はじめに

インド測量局は、1849年からヒマラヤの峰の測量を開始し、4年の歳月を有して、海拔8,840メートル(後に8,848mに修正)の山を確認、世界最高峰と決定した。地元名を模索したが、当時、ネパールもチベットも鎖国状態にあったことから、やむをえず、初代測量局長官であったイギリス人のジョージ・エベレストの名をとって、この山に「エベレスト」という名を付けた。

その頃、北側のチベット人は、この山をチョ

モランマと呼び、南側のネパール人はサガルマータと呼んでいた。

1951年、ネパールが鎖国を解禁すると、世界の登山家達は、世界最高峰のエベレストにきそって挑戦し始め、1953年5月29日にイギリス登山家のエドモンド・ヒラリーとシェルパのテンジン・ノルゲイが初めて登頂、日本人としては、1970年5月11日に松浦輝夫、植村直己が、1日遅れて平林克敏が頂上に日の丸を掲げた。

そのエベレストに、日本人として4人目の

登頂者となるとともに、世界で初めて3回も登頂するという超人的な記録を達成したのが、埼玉県出身の加藤保男だった。

## 2. 前穂高登頂で山にのめり込む

加藤保男は、昭和24年(1949)3月6日、食堂を経営する加藤治男とハナの次男として大宮市(今のさいたま市大宮区)で生まれた。

保男が、高校に入学した頃には、兄の滝男は、ヨーロッパでアルプスの難ルートを開拓するなど、既に一流の登山家として名を馳せるとともに、大宮市内の自宅近くにJ E C C (Japan expert climbers club) という山岳会をも結成していた。

J E C C のメンバーは、よく滝男の家に集りミーティングをしていたことから、保男も次第に、その仲間に溶け込んでいくようになった。

昭和41年(1966)、高校3年の夏、J E C C の仲間から穂高での合宿に誘われ、全くの初心者であったにもかかわらず、先輩達にくつつくようにして、何とか登ってしまった。

中学、高校と陸上部で鍛えた体力のおかげであった。

後に、それが「前穂高岳四峰明大ルート」と聞いたが、それが何を意味するのか良く分からなかった。

そして、その年の暮にも同じ仲間から冬の槍ガ岳に誘われたが、これもアイゼンの着け方も分からず、見よう見まねで登山靴につけ、急峻な壁をザイルに引っ張られながら、必死についていったの登頂であった。

これも後に「槍ガ岳東稜積雪期第四登」と言われたが、保男にとっては、何も分からず無我夢中での登山であったが、そこで体験した2回の岩場登りは、彼を山へ魅了させるに十分な引き金となったのである。

昭和42年4月、保男は、体育教師を目指し、日本大学文理学部体育学科に入学したが、前穂高岳や槍ガ岳での岩登り達成後の満足感が

忘れられず、大学時代も兄の仲間との合宿に参加するなど、岩登りにのめり込んでいった。

## 3. アルプス三大北壁登攀者となる

2年生になると、学園紛争が燃え盛り、大学は閉鎖されてしまった。保男はこれ幸いとはばかりに、各地の岩登りに挑戦していった。

大学3年となったものの、学校はいまだに閉鎖されていたので、J E C C から誘われたのを機に、初めてヨーロッパに渡り、兄の滝男や今井通子らとともに、アイガー北壁の直登に挑戦、成功させたのであった。

アイガー北壁というのは、壁の斜度が90度以上の場所が、300メートル近く続くところがあり、普通の岩登りだと、岩の割れ目にハーケンを打ちながら登っていくが、そこには割れ目がない。そこでキリのようなものをハンマーでたたいて岩に1センチほどの穴を約30分ほどかけてあけながら登り続ける。その間は1日に30~40メートルしか延ばすことができないそうで、それを繰り返して登ることのできることであった。

この成功は地元で大変な評判となり、特に保男は最年少登頂者として脚光を浴びたのであった。昭和44年(1969)、20歳の時であった。

昭和46年(1971)、保男は大学の卒業を待つように、ヨーロッパに渡り、既に、スイスに住んでいた兄の滝男のもとに身を寄せ、本格的なヨーロッパの登山技術を身につけることとした。

そして、その年の夏には、兄弟揃って、スイスのベッターホルン北壁(3,702m)を登頂したのであった。

さらに、翌47年(1972)には、グランド・ジョラス北壁(4,208m)及びマッターホルン北壁(4,478m)をも登頂した。

これにより、保男は、昭和45年(1969)のアイガーと併せて、アルプスの三大北壁の登攀者となったのであった。

さらに同じ47年には、アルプスのプレチャー



ル(3,522m)に挑戦、一般的なルートである西壁ではなく、未登の北西稜を開拓した。

#### 4. エベレストを登頂

昭和48年(1973)、第二次RCC(Rock climbing club)は、愛知学院大学助教授の湯浅道男を登攀隊長に選んで、未登のエベレスト南西壁からの登頂を目指す「日本エベレスト南西壁登山隊」を結成した。

この南西壁は、頂上まで垂直に伸びる高度差2,150メートルの大岩壁で、その登攀メンバーとして兄・滝男が選ばれたが、滝男は丁度、持病の腰痛に苦しんでいたことから、その権利を弟に譲ったのであった。

保男は、兄・滝男の代役としての参加であった。

同48年8月29日、保男を含む登山隊は登攀を開始、安定した天候の中、9月末には南西壁の8,000メートル地点に達していた。この調子でいけば頂上到達は時間の問題と誰もが思ったが、エベレストはそんなに甘いものではなかった。

10月に入ったとたん、突然、天候が激変し、想像を絶するほどの激風、吹雪、雪崩、落石、それに寒さと、とうてい生きていくすべもない悪天候となった。第5(8,000m地点)や第4(7,500m地点)のキャンプにいた者達は、命からがら第2キャンプ(6,700m地点)に逃げ込んできた。

ここで、やむをえず、計画を立て直すこととなった。

隊員達は、なんとしても当初計画通り南西壁のルートを開拓すべきという意見と、東南稜での秋期におけるエベレスト初登頂を目指すという意見の2つに別れた。

湯浅隊長は悩みに悩んだ末、「南西壁攻略は断念しない。しかし東南稜からもアタック隊を出す」と結論を出し、2隊が結成された。

保男は、48人という多くの隊員の中から、高所の経験のある石黒久とともに、24歳と若

く、岩場に強いということから、秋期における初登頂を目指す東南稜アタック隊に選ばれたのであった。

アタック隊に選ばれたものの、外は相変わらず、台風並のすさまじい風のうえ、気温もマイナス35度、一向に好天とならない。その上、食料も減っていく。こんな状態が続くと登頂アタックどころか、全員撤収命令がいつ出されるかも知れない。保男は気が気ではなかった。

24日朝、幸運が訪れた。風がおさまり快晴となったのである。

保男は石黒とともに、この機会を逃すことなく、第2キャンプを出発した。その後、第3、第4と順調にキャンプを進め、翌26日午前8時、そこから一気に登頂を目指したのである。

8時間半ほど登りつめたところ、急に目の前が開けた。もうこれ以上登るところが無いと、保男は思った。頂上であった。

2人は抱き合い、万歳を叫んだ。

昭和48年(1973)10月26日午後4時35分、世界中の登山家が一度は登ってみたいと思う山の頂きに、ついに立ったのである。史上37人目、日本人としては4人目、それに秋期登頂としては世界初の快挙であった。

頂上には、30分ほどいて、疲労状態が回復しないまま下山を開始した。

保男は、少し下りた所で空になった酸素ボンベを捨てた。あとは石黒の持つボンベ1台のみが頼りである。

暗くなり、目の前がよく見えなくなってきたので、これ以上歩いては危険と考え、その場でビバークし、朝まで待つこととなった。

ビバークとは、キャンプではなく、岩かげなどで野営することで、保男らは、標高8,650メートル地点でのビバークとなった。過去にアメリカ隊による高所ビバークの記録があるが、保男らはそれよりも100メートル高い。結果として、高所ビバークでの新記録の達成



となったのである。

しかし、保男らにとってそんな意識はなく、酸素量の不足からくる朦朧とした感覚の中で、2人は互いに声をかけ合い、揺り起こし合っ  
て長い夜を耐えた。ただひたすら「眠らなければ助かる」を信じて。

日の出とともに下山開始。20分程でかつてのイタリア隊の最終キャンプ地跡に着く。そこで、捨てられていたボンベから残っている酸素を吸うと少しづつ視力が回復するとともに、意識もはっきりしてきた。石黒がトランシーバーのあることを思い出し、ベースキャンプに報告した。約1日ぶりの連絡であった。「おめでとう。ゆっくり下りてきて下さい」と喜びの声が返ってきた。

## 5. 凍傷で指を切断

11月23日、羽田空港に到着、長時間の酸素不足と寒さのため凍傷にかかり車椅子での帰国であったが、新聞社のフラッシュの中に、父、母、姉、妹、そしてスイスにいるはずの兄・滝男の姿が見えた時は、しみじみ、生きていて良かったと、思ったという。

保男は、入院先の五反田の通信病院で、暫くは治療を進めていたが、結局、手術となり、両足指全部と第一関節から先の右手中指・薬指・小指の13本の指が切断されることとなった。

平地を歩くのでさえ容易でないのだから、登山はもう無理だと、誰もが思ったが、保男は8ヶ月半の入院中にも、「必ず立ち直ってみせる」の決意を捨てることはなかった。外泊許可が出た時も、「車で迎えに行く」と言う家の人の言葉を振り切って、大宮駅から普通は10分とかからない距離を1時間かけて、松葉杖を使い、歩いて来たほどであった。

そして、退院した後も、足先に血をにじませての歩行訓練を行うとともに、プールにも頻繁に通うなどリハビリに努めた。その上、その間に自動車教習所に27日間連続して通い、

免許証までも取得してしまった。

過酷なりハビリの後、見事に復帰を果たし、27歳の誕生日を迎えたばかりの昭和50年4月、山を愛してやまない保男は、再び山に挑み、ヒマラヤのナンダ・デビィ (7,816m) の頂きにたったのであった。

## 6. 再度のエベレスト登頂

昭和54年、中国から登山の許可が下り、再びエベレスト、中国名チョモランマに登る機会が訪れた。

それも前回の南側（ネパール側）とは異なり、北側（中国側）からの登攀である。

途中まで、ヤクを利用して登り、最終キャンプ地（8,300m地点）に着いたのは昭和55年（1980）の4月末であった。

いよいよ頂上へのアタックである。

5月3日、保男らアタック隊は、午前8時に最終キャンプ地を出発、約半日を費やした午後8時55分、やっと頂上に着くことができた。しかし、最初4人であったアタック・メンバーも頂上に着くことができたのは、たった1人、保男のみとなっていた。

保男にとっては、2度目の登頂であり、今度は中国側、いわゆるチベット側北東稜からの登頂、それも単独登頂であった。それに世界で初めて南北両面の2ルート（ネパール側と中国側）から、そして夏・秋の2シーズンにおいて、世界最高峰に立つという世界で初の偉業を成し遂げたのであった。

各新聞が、このニュースを絶賛して大々的に書き立てるとともに、中国の華国鋒主席も大いに喜び、保男のために登頂祝賀会を開いてくれたほどであった。

保男は、著書『雪煙をめざして』の中で、こう記している。

「一つの山を中国側からとネパール側から登ったわけであるが、僕にはピンとこない。むしろ別の山を登ったという気がする。北側はアプローチが非常に長い、トラックでB

C (Base camp) まで入ることができる。そして6,500メートルの前進基地であるABC (Advance base camp) までヤクが荷を運ぶ。しかし、南側は6,500メートルのABCまでが最も危険で、セラックの崩壊や雪崩の起りやすいアイスフォールを登らねばならない。また北側に比べ雪の量は南側がずっと多い。見覚えのある頂上に着いて初めて懐かしく感じたが、今では錯覚だったような気がする。一つの山の北側と南側を登ったのだろうか。いや、二つの別の山、チョモランマとエベレストに登ったのだと思っている。」

保男は、二度のエベレスト登頂を果たし、世界の加藤保男となったのであった。

そして、翌56年10月には、かつて失敗したマナスルに再び少人数で登攀。今度は無酸素で登頂するという実績をつけるとともに、日本人初の三度の8,000メートル級への登頂という快挙も成し遂げた。



加藤保男が愛し、三度登頂を果たしたエベレスト

## 7. 三度目のエベレスト登頂

保男のエベレストへの夢は止まることを知らなかった。二度の登頂では満足できず、三度目、それも今度は厳冬のエベレストに東西稜から挑んだのであった。秋にもまして厳しい冬の挑戦である。

昭和57年(1982)12月22日、マイナス50度に近い気温と、息も止まるような50メートルを超える強風が吹く中、保男は、小林利明隊

員とともに、一步一步、慎重に足を進め、7,900メートルの最終キャンプ地に到着していた。あとは頂上アタックのみである。

しかし、翌日からは、二人の登頂を拒むように、風が激しく吹き始め、登頂どころか、歩くことすら困難な状況となった。

「チャンスは必ずくる」、保男はじっと待った。

26日朝、4日間吹き荒れた風は止まり、嘘のような快晴の登頂日和となった。

保男は、午前5時、小林隊員とともに頂上を目指し、最終キャンプ地を出発、午前10時には8,400メートルの地点に到着した。

正午を過ぎた頃から雲が湧き出して、午前中からは考えられないような荒天となったが、保男は「絶対死なない」と、自身に言い聞かせながら登り続け、午後2時、頂上から85メートル下の南峰(8,763m)に到着したのであった。

あとから来るはずの小林隊員の姿はまだ見えなかった。

保男は、仕方なく、1人で出発、それから5時間40分後、ついに頂上に達したのであった。

保男は、「元気でーす」と大きな声で送信した。

三度目のエベレスト登頂を果たした瞬間であった。

日本人初の厳冬期登頂で、それも単独登頂、そして世界最高峰の山を三度も登頂した世界初の快挙であった。

その日のテレビ各局は、「厳冬期の世界最高峰エベレストに挑んでいた加藤保男隊長は、27日午後3時55分、東南稜ルートからの単独登頂に成功しました」のニュースを伝えていた。

過去の2回の経験を思い出しながら、三度目の頂上を暫く満喫した後、保男は下り始めた。再び南峰に到着、あとから登ってきた小林隊員と合流し、そこで泊まることとなった。二人とも元気であった。

午後9時、保男は「南峰にビバークした。」



あした朝7時に連絡します。お休みなさい」と下のキャンプに送信した。

この交信が、保男の最後の言葉となるとは誰も知るよしはなかった。

翌朝、激しい突風が吹き、6,600メートル地点にある第2キャンプが飛ばされてしまった。隊員達は、南峰は大丈夫かと、心配しながら、トランシーバーで呼び掛けたが、返事は無く、雑音のみが空しく返ってくるだけであった。最終キャンプに泊まっていたシェルパが、強風の中、必死に2人が泊まったと思われる南峰が見渡せるところまで登ったが、そこには人の影さえも見る事ができなかった。

11時のニュースは伝えた。「厳冬期のエベレスト登頂に成功した加藤保男隊長と小林利明隊員の二人は、登頂後、山頂近くでピバークしたまま、消息が途絶え、心配されています」

2日後に、次々に降りてきた隊員達で会議が開かれた。「第2キャンプであの強風だから、南峰の稜線付近では100メートル以上になっていると思う。かぜの防ぎようのない稜線で、2人は簡易テントごと、飛ばされた可能性が強い」との結論に達した。

## 8. おわりに

兄の滝男にあこがれて、そして兄について登った登山、師匠であり、先輩であった兄・滝男を、やがてライバルとし、最後には追い越すクライマーとなった保男も、兄に先立つ短い一生を閉じてしまった。

「成功を優先すれば生命が危ない。生命を大事に考えれば成功はおぼつかない」

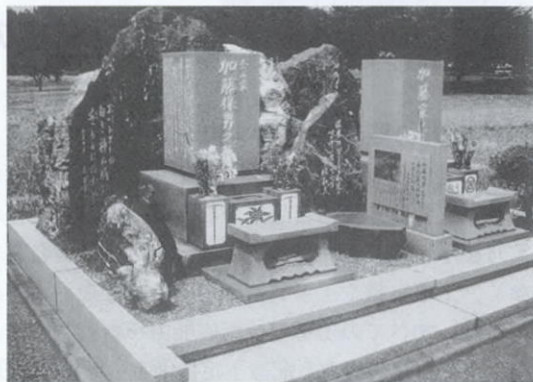
三度目のエベレスト挑戦前の保男の言葉であった。

保男は、ネパール政府から最初の厳冬期登頂者として認定されたが、昭和57年12月27日、残念ながら死亡と推定された。享年33歳であった。

蓋岳院釋明保居士、大宮市営霊園（現・思

い出の里）に葬られた。

しかしながら、遺体はなく、世界的な天才クライマー・加藤保男はいまだヒマラヤに眠っている。



愛した山に囲まれた加藤保男の墓

その後、保男の撮った山岳写真の遺作展が、大宮市で開催され、特に「ヒマラヤ越えのツルの渡り」は秀逸な作品として絶賛を浴びた。

平成2年（1990）10月19日、天文家の秋山万喜夫と古田俊正は、静岡県三島において、新たに小惑星を発見、その名に三度エベレストを制した加藤保男に敬意を表し、「KATO」と命名した。

保男も、ついに星になったのであった。

また、大宮市は、昭和58年に彼の功績を称え、市民栄誉賞を新たに創設し、授与した。

### 追記

埼玉県が生んだ著名な人物として、明治以降活躍し、既に故人となっていて、全国的に名を馳せた人々をとりあげ進めて参りましたこのシリーズも30回まで書くことができました。

ひとまず、この回をもちましてしばらくの間、お休みさせていただきます。

わが県にも、こんな立派な人がいたのかと、少しでも皆様の頭の片隅に止めることができましたら幸いです。

皆様の温かい激励と助言をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。大変ありがとうございました。



# 告知板

## 品確法の基本方針決まる

### すべての工事で技術的能力を審査

#### 価格以外の要素を総合判断

公共工事品質確保促進法（品確法）の基本方針が閣議決定された。

基本方針は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を結ぶことを求め、そのための基本的な考え方を示している。具体的には、有資格業者名簿登録時の資格審査で、経営状況や施工能力だけでなく、工事実績や工事成績評価結果などを活用する。

また、すべての工事で技術的能力を審査することも明記し、技術的な工夫の余地が少ない小規模な工事も建設業者と配置予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画などの審査に加え、必要に応じて配置予定技術者に対しヒアリングするよう求めている。

入札前に技術的能力を審査することで、技術提案を求めない価格競争でも、価格と品質に優れた契約を結ぶことができ、不良不適格業者の排除にもつながる。

地方自治体が総合評価方式の実施、落札者の決定、落札者決定基準を定める時は、2人以上の学識経験者の意見を聞くよう定めた。

これだけでは総合評価方式活用拡大につながらないため、①各発注者ごとにまたは各発注者が連携し、都道府県単位で学識経験者の意見を聞く場を設ける ②既存の審査の場に学識経験者を加える ③個別に学識経験者の意見を聞く ④学識経験者には、公共工事発注の実務経験者なども対象に含む——といった運用面での工夫が可能なことも付け加えた。

## 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を 総合的に推進するための基本的な方針」骨子

### 1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

○発注者の主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

### 2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

#### 1 発注関係事務の適切な実施

○競争参加者から技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価。

#### 2 技術的能力の審査の実施に関する事項

##### (1) 有資格業者名簿作成時の資格審査

・経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、

工事実績や工事成績評価結果等を活用。

・防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられる。

#### (2) 個別工事に際しての技術審査

・建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査に加え、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行い、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定。

#### 3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

##### (1) 技術提案の求め方

○技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱う。

[施工計画＝工程管理、施工上配慮すべき事項、品質管理方法など]

- 発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、次の評価項目を設定。

[施工上の提案＝安全対策、交通や環境への影響、工期の縮減等 工事目的物の性能＝強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等]

## (2) 技術提案の適切な審査・評価

- 一般的な工事において求める技術提案の審査は、施工計画や、品質管理に関して行う。

[施工計画＝施工手順・工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等]

品質管理＝品質確認頻度、方法等 競争参加者の工事の実績＝成績、配置予定技術者の経験等]

- これらの評価に加え、施工上の提案や高度な技術提案を求める場合は、提案の実現性や安全性等について審査・評価。

## (3) 技術提案の改善

- 技術提案の改善を求め、又は提案する機会を与えることができる。

- 透明性の確保のため、概要を速やかに公表。

## (4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

- 最も優れた提案が採用できるよう予定価格を作成することができる。

- 中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。

## 4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

- 国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じて個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。

- 地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。

- この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど

運用面での工夫も可能。なお、学識経験者には意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

## 5 工事の監督・検査及び施工状況の確認、評価に関する事項

- 評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、工事成績評定項目の標準化。

- 監督については、契約の内容に適合した履行がなされない可能性がある認められている場合には、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備。

## 6 発注関係事務の環境整備に関する事項

- 各省名庁は、技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施のための資料を作成。

- これらの資料を踏まえ、各発注者は各々の取り組みに関する基準や要領の整備に努める（整備が困難な場合、国及び都道府県が支援）。

## 7 調査及び設計の品質確保に関する事項

- 測量・地質調査及び建設コンサルタント業務の成果が、公共工事の品質に大きく影響。

- 競争参加者の技術的能力を審査し、技術提案を求める。この場合、技術者の経験等を適切に審査・評価。

## 8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

### (1) 国、都道府県による支援

- 各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。

- 国及び都道府県の支援策

- ・発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。

- ・発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。

### (2) 国、都道府県以外の者の活用

- 当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで活用されるよう必要な環境整備に努める。

## 9 施策の進め方

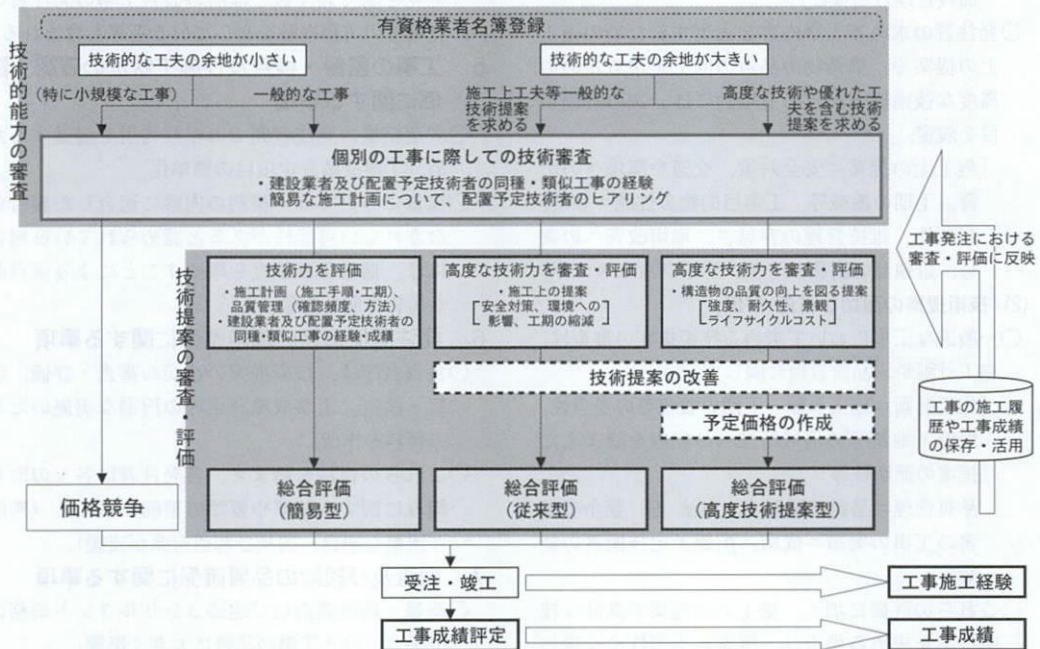
- 各発注者の体制等にかんがみ、段階的かつ計画的に推進していくことが必要。

- 政府は、基本的な施策の実施状況について調査を行い、その結果を公表。

- 各発注者間の協力体制の強化。



# 工事における技術力の評価・活用



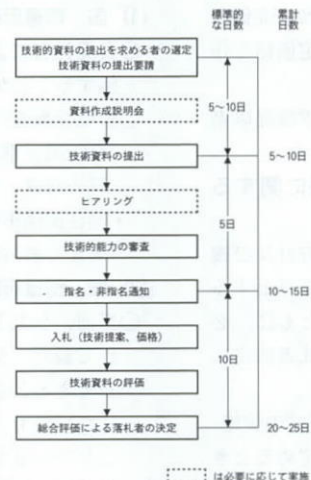
※技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。  
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事事物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

## 入札・契約手続の例

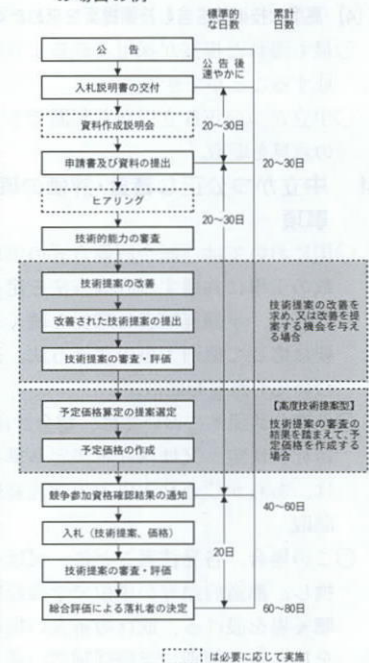
(1) 価格競争の場合の例



(2) 総合評価 (簡易型) の場合の例



(3) 総合評価 (従来型・高度技術提案型) の場合の例





## 技術的能力の審査項目の例

	審査項目 (例)
有資格業者名簿登録時 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共通事項 (経営事項評価点数)</li> <li>○特別事項技 (術評価点数)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事成績評価点数</li> <li>・ VE等の過去の工事での技術提案力</li> </ul> </li> </ul> 以下、必要に応じて審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災活動への取り組み</li> <li>○技術者継続教育への取り組み</li> <li>○障害者雇用への取り組み</li> </ul>
個別工事に求められる 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不誠実な行為の有無その他の信用状態</li> <li>○当該工事施工についての技術的適性                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種・類似工事の施工実績</li> <li>・ 簡易な施工計画                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程管理に係わる技術的所見</li> <li>・ 施工上配慮すべき事項</li> </ul> </li> <li>・ 配置予定技術者の能力</li> </ul> </li> </ul> 以下、必要に応じて審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事成績</li> <li>○安全管理の状況</li> <li>○労働福祉の状況</li> <li>○手持工事の状況</li> <li>○当該工事に対する地理的条件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本支店、営業所の所在地</li> <li>・ 当該地域での工事実績</li> </ul> </li> </ul>

## 技術提案の評価項目の例

企業への期待	評価の視点	評価項目 (例)	
企業 の 技 術 力	施工計画	工程管理に係わる技術的所見	
		材料の品質管理に係わる技術的所見	
		施工上の課題に対する技術的所見	
		施工上配慮すべき事項	
	企業 の 施 工 実 績	同種・類似工事の施工実績	
		工事成績	
		優良工事表彰	
		安全管理優良請負者表彰	
	配置予定 技術者の 能 力	イメージアップ優良工事表彰	
		関連分野での技術開発の実績	
		資格	
		同種・類似工事の施工経験	
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地域精進度	地理的条件	
	地域貢献度 等	防災活動への取り組みによる知見の有無 ボランティア活動による地域貢献の実績	
企業 の 高 度 な 技 術 力	総合的な コスト	総合的なコストの低減に関する技術提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造物の維持管理費</li> <li>・ 補償費の支出額 等</li> </ul>	
		性能・強度 等	工事目的物の性能、機能の工場に関する技術提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設構造物の補強対策</li> <li>・ 単体・周辺の景観との調和</li> <li>・ 舗装構造提案による走行騒音値</li> <li>・ ポンプ排水量 等</li> </ul>
	環境の維持 等	社会的要請への対応に関する技術提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工騒音の低減値</li> <li>・ 交通規制の短縮日数</li> <li>・ 歩行者・住民への安全対策</li> <li>・ 間伐材のリサイクル率 等</li> </ul>	

## 簡易型総合評価方式の実施における評価基準及び得点配分の設定例

### (1) 施工計画について

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の 妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	5.0	/ 5.0
	工事の手順が適切	0.0	
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	5.0	/ 5.0
	各工程の工期が適切	0.0	

### (2) 企業の施工実績について

評価内容	評価基準	配点	得点
過去5年間の同種・類 似工事の施工実績	当該発注者の実績あり	4.0	/ 4.0
	その他の公共発注機関の実績あり	2.0	
	その他	0.0	

### (3) 配置予定技術者の能力について

評価内容	評価基準	配点	得点
主任 (監理) 技術者の 保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	2.0	/ 2.0
	2級土木施工管理技士	0.0	
過去5年間の主任 (監 理) 技術者の施工経験 の有無	当該発注者の実績あり	4.0	/ 4.0
	その他の公共発注機関の実績あり その他	2.0 0.0	

### (4) 得点合計

得点合計	/ 20.0
------	--------

# 平成17年7月1日より 石綿障害予防規則が 施行されました



## 〔背景〕

1970年から90年にかけて年間約30万トンという大量の石綿が輸入されており、これらの石綿のうち8割以上は建材に使用されたとされている。この時期に建築された建築物には石綿が多く使用されており、今後、これらの建築物は寿命とともに解体されることとなりますが、そのピークは、2020年から2040年頃になると予想されており、建築物の解体作業における石綿ばく露防止対策の徹底が今日的課題となっています。しかしながら、建築物の解体作業は、

- ① 作業が一時的かつ非定常的な作業であること
- ② 建築物の石綿の使用箇所の判別が困難な場合が多いこと
- ③ 解体工事に従事する労働者は、石綿の有害性に対する認識が必ずしも高くないこと

などの問題点があり、これらに対応した的確な対策を行うことが求められています。

## 〔石綿製品に係る対策の充実〕

今後石綿を含有する建築物の解体作業が本格化すること等から、これからの石綿ばく露防止対策は、石綿の製造や使用の場面ではなく、建築物の解体作業など、既に使用されている石綿を除去する場面におけるものが中心となり、他の特定化学物質とは措置の内容が大幅に異なることから、下図のとおり、建築物等の解体等の作業における対策の強化や石綿等が吹き付けられた建築物等における措置等の充実を図るとともに、特定化学物質等障害規則（特化則）から分離し、新たに石綿障害予防規則（石綿則）を制定したところです。

石綿則は、2月24日に公布され、本年7月1日より施行されました。

### 特定化学物質等障害 予防規則

石綿等の製造、取り扱い  
作業について管理規則

- ・排気装置の設置
- ・特定の作業において 湿潤化、保護具の使用
- ・事前調査等

### 石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）

○建築物の解体等の作業  
における対策強化

- ・事前調査の充実
- ・作業計画の作成
- ・作業衣等の持ち出し  
原則禁止
- ・特別教育等

○石綿等が吹き付けら  
れた建築物等におけ  
る措置

- ・損傷、老化した吹き  
付け石綿の除去、封  
じ込め等の実施

○その他の取り扱い作業

- ・作業衣等の持ち出し  
の原則禁止事前調査
- ・清掃の実施等
- ・特定の作業での湿潤化、  
保護具の使用
- ・その他現行特化規則制

\* 強調斜体は、石綿障害予防規則の制定により対策が強化されたもの



## 〔建築物等の解体等の作業における対策の強化〕

### (1) 建築物等の解体等における石綿使用の事前調査 (第3条)

現行の特化則の規定でも、事業者は、建築物の解体作業を行うときは、石綿の使用状況を設計図書等により調査をすることとされているが、調査を行っても、石綿の使用の有無が必ずしも明らかとならない場合もあり、結果として必要な対策が講じられないで作業が行われる場合もある。

このため、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査を行い、その結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿の使用の有無を分析により調査することとした。

ただし、吹き付け材以外については、石綿が使用されているものと見なして、石綿則等に基づく措置（解体される部材を湿潤な状態にすることや労働者に保護具を使用させること等）を講ずる場合は、分析による調査は、必要ないものとした。

### (2) 建築物等の解体等の作業における作業計画の作成 (第4条)

建築物等の解体等の作業は、非定常的な作業であることから、あらかじめ当該作業に従事する労働者への石綿粉じんのばく露防止対策等を盛り込んだ作業計画を作成したうえで、当該計画に基づいて作業を行わなければならないこととしたこと。

### (3) 解体等の作業の届出 (第5条)

耐火建築物等の吹付け石綿の除去作業については、既に労働安全衛生法第88条第4項に基づく計画の届出が義務付けられているが、保温材、断熱材、耐火被膜材の除去作業は、吹付け石綿の除去作業ほどではないが、高濃度の石綿粉じんを発散させるおそれがあることから、これらの作業については、あらかじめ石綿ばく露防止対策等の概要等を記載した作業届を労働基準監督署長に届け出させることとしたこと。

### (4) 特別教育の実施 (第27条)

建築物等の解体等の作業は、非定常的な作業であり、また、これらに従事する労働者の中には、石綿を取り扱っているという意識が低く、石綿の有害性に関し十分な教育がなされておらず、十分な知識を有していない者も多く、適切な防護措置を取らずに石綿にばく露している場合が多いと指摘されていることから、解体作業を行う労働者に必要な知識を付与するための特別教育を義務付けることとしたこと。

### (5) 隔離・立入り禁止措置 (第6条、第7条)

物吹付け石綿の除去作業については発じん量が著しく大きいため、既に作業場所を隔離しなければならないことが規定されているが、これに準じて粉じんを発散するおそれのある石綿を含有する保湿剤、耐火被膜材、断熱材の除去作業についても、周辺で他の作業を行う労働者の石綿によるばく露を防止するため、当該作業場所について直接保湿剤等の除去作業を行う労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を表示しなければならないこととしたこと。

また、複数の事業場の労働者が同時に作業を行う場合には、特定元方事業者は、当該保湿剤等の除去作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業時間帯の調整等必要な措置を講じなければならないこととしたこと。

#### (6) 解体される建材等の湿潤化 (第13条)

現行の特化則の規定でも義務付けられているが、石綿則においても同様に、石綿を使用した建築物等の解体等の作業において、解体される石綿含有建材等を湿潤な状態にしなければならないこととしたこと。

また、石綿則では、さらにこれらの作業を行った場所の掃除の作業も追加されたものであること。

#### (7) 保護具の使用 (第14条)

現行の特化則の規定でも義務付けられているが、石綿則においても同様に、(6)の作業を行う場合には、呼吸用保護具(防じんマスク)、作業衣(又は保護衣)を使用しなければならないこととしたこと。

#### (8) 保護具等の管理 (第46条)

石綿は繊維状の物質で、衣服等に付着しやすく、また、空气中に浮遊しやすい物質であるため、作業衣等については、作業の後、適切に管理しないと二次発じんの原因となる。

このため、使用された呼吸用保護具、作業衣等を他の衣類と隔離して保管するとともに、付着した物を除去した後でなければ、作業場の外へ持ち出すことを禁止することとしたこと。

#### (9) 石綿の使用状況の通知 (第8条)

建築物等の解体等の作業を行う仕事の発注者(建築物の所有者、管理者等)は、当該仕事の請負人に対し、当該建築物等における石綿の使用状況等(設計図書など)を通知するよう努めなければならないこととしたこと。

#### (10) 建築物の解体工事等の条件 (第9条)

建築物等の解体等の作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、建築物等の解体等の作業の注文者は、建築物の解体方法や費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととしたこと。

詳しくは、厚生労働省HP「石綿障害予防規則の制定について」

URL : <http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html> をご覧下さい。





# 廃棄物処理法における廃石綿等の扱いについて

環 境 省

## 1. 特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」の定義

(令第2条の4第5号へ、規則第1条の2第7項)

廃石綿等とは、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業等により発生したものをいう。

- [1] 石綿建材除去事業（建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）により生じたもの
  - ・吹付け石綿
  - ・石綿保温材
  - ・けいそう土保温材
  - ・パーライト保温材
  - ・人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材
  - ・石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
- [2] 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿及び当該事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
- [3] 輸入されたもの（事業活動に伴って生じたものに限る）

## 2. 処理基準

### (1) 収集・運搬（令第6条の5第1項第1号）

廃石綿等に限っての特別な基準はなく、「運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること」等、特別管理産業廃棄物に共通の基準が適用される。

### (2) 中間処理（令第6条の5第1項第2号）

廃石綿等の処分又は再生の方法は、廃石綿等を溶融設備を用いて溶融する方法としている。特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならない。

### (3) 埋立処分基準

#### [1] 中間処理（溶融）した場合

通常の産業廃棄物の処分基準が適用される。

**埋立処分の基準：**溶融加工されたもの又は溶融炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん若しくは汚泥については、石綿が飛散しないよう溶融加工されていること

**海洋投入処分：**禁止

(令第6条第1項第3号ラ、H. 4. 7. 3 厚生省告示第42号、令第6条第1項第4号参照)

#### [2] 廃石綿等を直接埋立処分する場合

特別管理産業廃棄物としての処分基準が適用される。

**埋立処分の基準：**大気中に飛散しないように、あらかじめ、

[1] 耐水性の材料で二重に梱包するか

又は [2] 固形化し、

産業廃棄物処理施設である最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿等が分散しないように埋立処分する

**海洋投入処分：**禁止

(令第6条の5第1項第3号ル、第4号参照)

## 3. 処理マニュアル

特別管理産業廃棄物の処理に関連する排出事業者、収集・運搬業者及び処分業者や地方自治体の行政担当者向けに、廃石綿等に関する法的手続や保管、収集・運搬、中間処理、最終処分までの手順及び基礎知識や関係法令等について整理しまとめたものとして次のものがあります。

**廃石綿等処理マニュアル（暫定） 平成17年8月**

【全文】 [PDF 1.18MB]

【分割】 1/3 [PDF 412KB] 2/3 [PDF 417KB] 3/3 [PDF 416KB]

「特別管理廃棄物シリーズⅡ 廃石綿等処理マニュアル」(平成5年3月発行)

厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室 監修

財団法人廃棄物研究財団 編

化学工業日報社 発行

また、特別管理産業廃棄物に指定されていない非飛散性の石綿の処理については、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 [PDF 999KB]」及び、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて（平成17年8月22日付け環廃産発第050822001号通知） [PDF 11KB]」を参考にしてください。



# 大気汚染防止法に基づく

## 特定粉じん(石綿)排出等作業に係る規制内容について

埼玉県環境部 青空再生課

### 1 規制対象作業の種類

特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法：施行令第3条の4）

番号	作業の種類	規制対象規模
1	特定耐火建築物等の解体作業	吹付け石綿の使用面積 50㎡以上
2	特定耐火建築物等の改造又は補修作業	” 50㎡以上

備考 「特定耐火建築物等」とは、建築基準法第2条第9号の2に規定する「耐火建築物」又は同条第9号の3に規定する「準耐火建築物」で延べ面積500㎡以上のものをいう。なお、「準耐火建築物」には、平成4年の建築基準法一部改正前の「簡易耐火建築物」も含まれる。

### 2 作業基準等

- ・特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守しなければなりません。
- ・特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮しなければなりません。

特定粉じん排出等作業に係る作業基準（大気汚染防止法）

項	作業の種類と規制対象規模	作業等の基準
1	特定耐火建築物等の解体作業 〔吹付け石綿の使用面積の 合計が50㎡以上もの〕 2. に掲げるものを除く	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付け石綿を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 吹付け石綿の除去を行う場所（作業場）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 イ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気にJIS Z4812に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタをつけた集じん・排気装置を使用すること。 ウ 除去する吹付け石綿を薬液等により湿潤化すること。 エ 吹付け石綿の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、除去した部分に吹付け石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の吹付け石綿を処理すること。
2	1. に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物の解体に当たり、予め吹付け石綿の除去が著しく困難な作業	作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

項	作業の種類と規制対象規模	作業等の基準
3	特定耐火建築物等の <b>改造又は補修作業</b> (吹付け石綿の使用面積の 合計が50㎡以上もの)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている吹付け石綿を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 吹付け石綿を除去するに当たっては、1の項アからエまでに掲げる事項を遵守すること。 イ 吹付け石綿を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては当該吹付け石綿の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該吹付け石綿を除去すること。

◎作業基準適合命令等

特定粉じん排出等作業を行う者が作業基準を遵守していない場合、作業基準の適合又は作業の一時停止を命じられることがあります。

### 3 届出等の種類

#### 特定粉じん排出等作業

##### 作業実施届出

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）を施行しようとする場合、作業の開始の日の14日前までに届け出なければならない。

ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う場合は、速やかに届け出なければならない。

届出の種類	届出書の様式	添付書類
作業実施届	様式第3の4 特定粉じん排出等作業 実施届出書 ・別紙1 特定粉じん排出等 作業の方法	①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況 ②特定粉じん排出等作業の工程を明示した、特定工事の工程の概要 ③特定粉じん排出等の作業の対象となる建築物の部分の見取図（主要寸法、特定粉じんの使用箇所を記入） ④作業場の隔離状況及び作業場の出入口の前室の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入）
<b>備考</b> 特定粉じん排出等作業実施届出書の添付書類については、以下の条件が満たされなければ、労働安全衛生法における吹き付け石綿除去作業の実施に係る届出の添付書類の写しをもって代えることができる。 ・「特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近の状況」 →「仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面」		



- ・特定粉じん排出等作業の工程が明示されていれば、  
「特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要」  
→「工程表」  
→「工法の概要を示す書面又は図面」  
→「労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面」
- ・主要寸法、吹き付け石綿使用箇所が記入されていれば、  
「特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取り図」  
→「建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面」
- ・主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置が記入されていれば、  
「作業場の隔離状況及び作業場出入口の前室の設置状況を示す見取り図」  
→「工事用の機械、設備、建設物等の位置を示す図面」  
→「労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面」

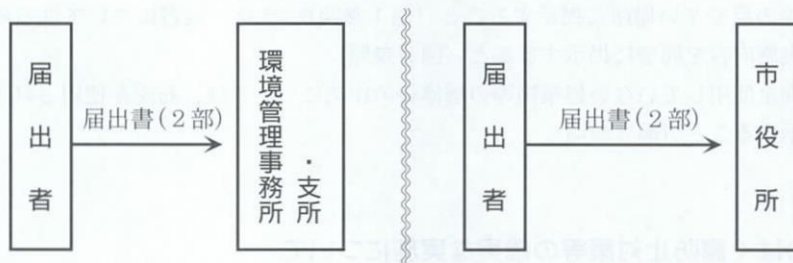
#### ◎計画変更命令

特定粉じん排出等作業実施の届出があった場合において、その届出を受理した日から14日以内に限り、届出者は、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命じられることがある。

#### 4 届出の流れ

- (1) 届出書等は、下記の場合以外は管轄する環境管理事務所及び同支所に持参し提出してください。
  - ・さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、春日部市、上尾市及び草加市で、特定粉じん排出作業を行う場合は各市の環境担当課に持参し提出してください（事務が移譲されているため）。
- (2) 届出書等の提出部数は2部です。ただし、届出者の控えとして必要な場合は3部提出してください。

#### 特定粉じん排出等作業実施届



① ②以外の事業所

② さいたま市、川越市、川口市、  
所沢市、越谷市、春日部市、  
上尾市、草加市にある事務所

#### 5 問い合わせ先

県環境部青空再生課（048-830-3058）又は各環境管理事務所・支所

# 建築物等の解体等の作業を行うに当たっての 石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について

厚生労働省労働基準局安全衛生部

石綿による健康障害については、石綿を製造、取り扱う作業に従事する労働者はもとより、関係事業場の周辺住民にも不安が生じているところです。

とりわけ、今後、石綿を使用した建築物等の解体等の作業が増加することが予想される中、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底とその周知は、当該作業に従事する労働者はもとより、解体等の作業が行われる現場の周辺住民の不安の解消の観点からも強く求められているところです。

このため、貴職におかれましては、下記事項について、傘下会員事業場に対して周知徹底されるよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

## 1 建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿のばく露防止対策等の 実施内容の掲示について

石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、所轄労働基準監督署長に石綿に関する計画の届出・作業の届出を行った上で石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を講じなければならない場合と、当該届出を行うことなく石綿のばく露防止対策等を講じなければならない場合がある。

前者の場合については石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく届出が行われていること及び石綿のばく露防止対策等の実施内容を関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること（図1参照）、また、後者については石綿のばく露防止対策等の実施内容を同様に掲示すること（図2参照）。

なお、石綿を使用していない建築物等の解体等の作業については、石綿が使用されていないことを同様に掲示すること（図3参照）。

## 2 石綿のばく露防止対策等の確実な実施について

石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底を図ること。



図 1

(例一届出対象)

**建築物等の解体等の作業に関するお知らせ**

当現場では、( ) 労働基準監督署へ  
 ・労働安全衛生法第88条第4項 (労働安全衛生規則第90条第5号の2) の規定による計画の届出  
 ・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出  
 を行っております。

届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)			
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：  (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場所の隔離</li> <li>・立入禁止措置</li> <li>・湿潤措置</li> <li>・保護具・保護衣の使用</li> </ul>		平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。		施工事業者名： _____	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習 (平成〇年〇月受講)		現場責任者氏名： _____	

図 2

(例一届出対象以外)

**建築物等の解体等の作業に関するお知らせ**

石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。

石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：  (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・湿潤措置</li> <li>・保護具・保護衣の使用</li> <li>・立入禁止措置</li> </ul>	平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。	施工事業者名： _____	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習 (平成〇年〇月受講)	現場責任者氏名： _____	

図 3

(例)

**建築物等の解体等の作業に関するお知らせ**

石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。

調査方法 (調査年月日)		作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)			
施工事業者名： _____			
現場責任者氏名： _____			

# 妻沼西部工業団地について

## 企業局管理部分譲推進課

前回の建産連ニュースでもお知らせしましたが、埼玉県企業局の工業団地につきましては、現在とても好調な分譲状況となっており、ほとんどの工業団地について、残り区画があとわずかとなっております。

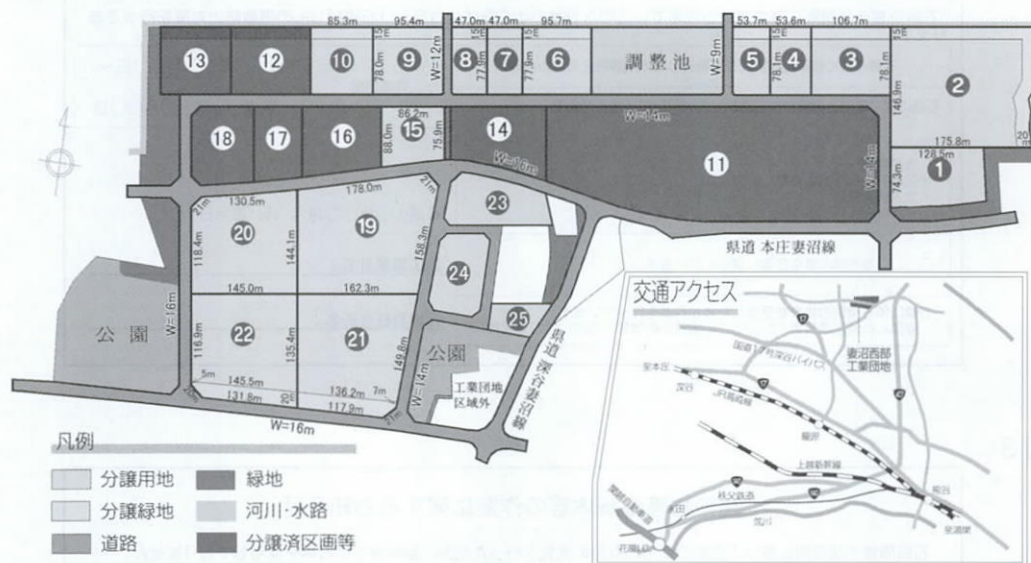
そのような中で、「妻沼西部工業団地」につきましては多くの区画が現在分譲中です。

他の工業団地や民地ではどうしても面積等の条件が合わなかったら、一度こちらまでご検討ください。1,500坪から28,000坪まで、どのような規模の土地でも希望に添うことができると自負しております。

また、妻沼町は10月1日に熊谷市、大里町と合併し新「熊谷市」となり、今後更なる飛躍を遂げることは改めて申し上げるまでもありません。

埼玉北部の拠点都市熊谷の工業団地である「妻沼西部工業団地」をよろしくお願ひします。

### ◎妻沼西部工業団地 分譲区画図



- ・道路網 関越自動車道花園I.C.から約20km、国道407号から約1.5km
- ・鉄道 JR高崎線熊谷駅から約10.0km、同籠原駅から約6.0km

※ 今回紹介した団地やそれ以外の団地、各種制度等の詳細については下記までお電話ください。また、ホームページにも最新の情報が掲載されておりますのでご覧ください。

埼玉県企業局管理部分譲推進課 (048-830-7123)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A90/BT00/kigyou/>



# 建産連 だより

## (社)埼玉県電業協会 下水処理場総合技術研修会を開催

当協会は、7月6日より10月17日まで毎月1日～2日程度で計6日間にわたり、戸田市の(財)埼玉県下水道公社荒川左岸南部支社にて、下水処理場総合技術研修会を開催しました。

これは、(財)埼玉県下水道公社の全般的なご協力により実現した研修会で、民間ベースで開催するのは全国的にも初めてではないかと思われます。内容は下水処理場に関する設備全般にわたり、例えば、監視制御設備の基礎と運用・機能・製作図、水処理設備の概要・計装と制御、汚泥処理設備の計装と制御、焼却設備の概要と運用方法など施設体験を含む主に学科中心の研修となっております。

当協会では、技術研究委員会を中心に、このような研修をはじめ最新の技術を学ぶべく年数回の講習会を企画しています。会員一同、新しい知識の習得に努め、技術の研鑽を積んでいくべく日々努力しています。



## 東日本建設業保証株式会社 埼玉支店 ISOコンサルティングのご案内

平素は、当社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、ISOの認証取得はお済みでしょうか。埼玉県では、公共工事の品質保証及び信頼性向上の点から、資格審査においてISOの認証取得を加点要素とする優遇措置が取られるなど、県内でもISO導入の必要性がますます高まってきております。

当社では、100%出資子会社である株式会社建設経営サービスを通じてISO認証取得のコンサルティングを展開しており、これまで280社を超える企業で認証取得のお手伝いをしております。お客様と一体となった丁寧な対応をモットーに、認証取得後も安心のサポート体制により充実したサービスを提供しております。ISOコンサルティングにつきましては、当社埼玉支店(電話048-861-8885)までお問合せください。

## 埼玉県電気工事工業組合 ISMS認証取得へキックオフ

埼電工組は8月9日、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証取得に向け、ISMSキックオフ大会とISMS初期セミナーを実施した。同大会の開催にあたり、小澤理事長は、「このISMSの必要性について常に考えていた。我々が東京電力様様の調査業務を実施している中で、顧客の信頼を高め、発注者の信頼に応えたい。」と認証取得に対する思いを述べるとともに、年度内を目標に認証取得を目指すことを示した。続いて事務局の井上次長が認証取得に向けての宣言及び決意表明を行い、「認証取得による組合の運営・管理基盤の強化」、「リスク低減(情報漏えいの未然防止)」、「取扱者(事務局員)の意識改革」を目的とし、事務

局一丸となって認証取得を目指す決意を述べた。その後、コンサルタントとして取得に協力するユウアイ電子㈱の伊藤明社長を招き、初期セミナーを開催。ISMSの説明、適合性評価制度、特徴、最近の動向などについて説明を受けた。最後にコンサルタントの伊藤明社長の音頭で年度内の認証取得を祈念して、参加者全員で、「ISMS取得 がんばるぞ!!」を三唱して一連の行事を終了した。



「キックオフ大会」で宣言する井上次長

### (社)埼玉県空調衛生設備協会 保守点検業務従事者が研修 検査業務に自信がもてた

当協会では、県営住宅団地の保守点検業務従事者の技術の一層の向上を図るため、平成17年7月21日(木)、さいたま市の埼玉県管工事会館において、会員の保守点検従事者を対象に研修会を実施した。

研修会は、有山会長のあいさつがあり、日ごろの保守点検業務従事者に感謝すると共に保守点検の重要性を訴えた。

講義では、㈱テラルキョクトウ 糸山貞洋 専門課長から「ポンプ全般についてと汎用ポンプの分解・組み立てについて」の細かな講義があり76人の参加者は、熱心に研修していた。

特に、研修生は数種類の実物のポンプを実際に分解したり、組み立てたりの実習が具体的に実践的であるとして真剣に取り組ん

でいた。

なお、後日の研修会の内容についてアンケートでは、講義がわかりやすく、具体的であり、とても参考になったとの意見が多くあった。

### 埼玉県下水道施設維持管理協会 下水道係からのお願い

今年は台風の上陸が多く目立つ年となっております。台風など、大雨の時には下水道処理場は通常の数倍の流入があり、処理が追いつきません。そのため、施設保護の為ポンプ性能ギリギリまでの流入制限を行いますが、それ以上は管内貯留することになります。

しかしながら、土地の低いところで管内貯留水位が高くなると、風呂場から逆流などの被害が出ることもあります。マンホールから噴水のように噴出することも……。

コンクリートやアスファルトが近世大変増え、水が浸透する土地が減っているためです。

地形が大きな鍋と化し、水の逃げ場が無くなってしまっているのです。

行政と建設係のみなさん、そして土地付家屋をお持ちのみなさん。なんとかして雨水をU字溝ではなく、地面に浸透させる構造を構築して頂きたいと思えます。

是非とも、そして早急に……。





# 連合会日誌

- 7月12日 埼玉県道路利用者会議通常総会（ラフレさいたま）に出席
- 7月15日 平成17年度埼玉県建設産業構造改善推進協議会総会（さいたま商工会議所）に島村会長等出席
- 7月19日 全国建産連要望活動（自民党・国土交通省等）に島村会長等出席
- 7月21日 全国建産連広報・構造改善対策委員会合同会議（建設業振興基金）に有山副会長等出席
- 7月26日 **総務委員会**  
全国府県建産連会長会議の提出議題等について協議
- 7月27日 **広報委員会**  
建産連ニュース第105号の発行、第106号編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール等について協議
- 7月29日 財団法人建設業振興基金創立30周年記念懇談会（虎ノ門パストラル）に村松常務理事出席
- 8月23日 **研修指導委員会**  
平成17年度事業実施計画等について協議
- 8月25日 全国建産連総務委員会（建設業振興基金）に島村会長等出席
- 9月29日 全国建産連正副会長会議・臨時総会及び全国府県建産連会長会議（東海大学校友会館）に島村会長等出席
- 10月12日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品審査実施（特別会議室）

□全国ネットの調査網による物価本

## 月刊 建設物価

設計・積算・資材・調達・契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料

- 毎月配本 37,200円 (税込・〒共)  
(1冊あたり3,100円)
- B5判/約950ページ  
一部定価 3,799円 (税込)

□土木工事市場単価情報誌

## 季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料

- 年4回配本 12,000円 (税込・〒共)  
(1冊あたり3,000円)
- B5判/約390ページ  
一部定価 3,400円 (税込)

□建築と設備工事の情報誌

## 季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価24工種掲載。標準施工単価は69工種を掲載。2005年春号より改修工事が9工種加わりました。

年間購読料

- 年4回配本 15,800円 (税込・〒共)  
(1冊あたり3,950円)
- B5判/約830ページ  
一部定価 4,600円 (税込)

47都道府県別の標準積算単価集

17年7月発行

## 平成17年度版 土木工事積算標準単価

■建設物価調査会/発行 ■B5判/約830ページ/定価7,035円(税込)

17年度版では新たに土工に超ロングアームバックホウ土工を、また道路舗装に透水性アスファルト舗装工を収録しました。

国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説

17年7月発行

## 平成17年度版 土木工事積算基準マニュアル

■建設物価調査会/発行 ■B5判/約1,080ページ/定価9,660円(税込)

平成17年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



http://www.kensetu-navi.com/  
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル  
☎(03)3663-8761代 FAX (03)3663-1397



社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

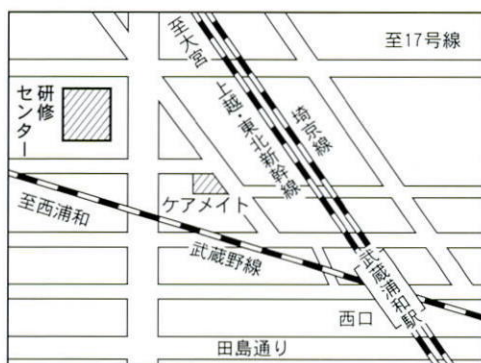
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301  
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111  
 会長 島村 治作

(平成17年10月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 浪内 豊代	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	〃	〃	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 荒井 正幸	〃	〃	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	〃	〃	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 山田 欣一	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 とさわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 仲村 一夫	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充徳	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白沢 芳正	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	〃	〃	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充徳	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社) 日本舗償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
------------	---------	-----------------	----------	--------------



## 埼玉建産連研修センター をご利用下さい

【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、  
和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

### 建産連ニュース 第106号

平成17年10月15日発行

発行 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印刷 〒350-1123 川越市脇田本町25-14

六三四堂印刷株式会社



## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月